

岩手県告示第 438 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 5 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340 号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町浅内字上糸坪 52 番 3 地先から 52 番 12 地先まで	新	m 25.0～7.6	m 188.5
	旧	7.6～6.0	188.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
- (2) 期間 平成 21 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで